

中近世移行期における北方市場

〈はじめに〉

本稿は、これまで近世大名による蝦夷地支配の確立という政治的な側面から評価及び検討されてきた史料について、市場・流通という経済的側面から評価及び検討することを目的とする。本稿で対象とするのは松前氏「蠣崎氏・「蠣崎」から「松前」への改姓は慶長四年（一五九九）であるが本稿では一貫して「松前」と表記する」の関連史料である。扱う時期は、戦国期から徳川政権（江戸幕府）成立まで（十六世紀後半から十七世紀前半）とし、本稿ではこの時期を「中近世移行期」と位置づける。

中近世移行期における松前氏の動きは、アイヌ民族との抗争、檜山安東氏（ひやうしん）からの独立、領主権力の確立といった政治的側面から論及されることが多い（海保嶺夫氏・紙屋敦之氏等）。しかし、後述するように本稿で検討する史料は、商業や市場の統制に関するものが多い。また、蝦夷地では農業収入ではなく、交易の権益が松前氏にとって経済的な基盤であったと理解されている。以下、統一政権（豊臣・徳川）から松前氏（蠣崎氏）に対して発給された史料、松前氏と商人の関係を示す史料を取り上げ、松前を中心とする市場

（本稿では「北方市場」と位置づける・参考図「参考 中世から近世にかけての日本海主要港」が置かれた状況について考察したい。

功刀 俊宏*

参考 中世から近世にかけての日本海主要港



これまで政治史の研究では、①蝦夷地が統一政権に組み入れられたこと。②支配者である松前氏（蠣崎氏）の大名化。これらの二点について多くの検討がされている。

その中でも松前氏が統一政権に組み込まれる過程について、これまで豊臣政権と徳川政権（江戸幕府）ではそれぞれ松前慶広に対する遇し方に違いがあることが指摘されている。³ 豊臣政権は慶広を「狄の島の主」・「志摩守」（志摩国の主ではなく「島の主」という宛て字）として遇したとされる。⁴ 続く徳川政権では「伊豆守」・「若狭守」という官途を与えたとする。つまり、松前氏は段階的に統一政権での足場を固めたということになる。

さらに蝦夷地が統一政権の支配下に組み込まれた意義については次のように考えられている。蝦夷地が豊臣政権の傘下に入ったことは、それまで本州の統一政権から分断されていた「中世蝦夷地の終焉」とする考え方である。⁵ 筆者も統一政権に組み込まれたことは大きな出来事と考えており、その意義は否定しない。本稿は、統一政権に組み込まれた市場という位置づけから中近世移行期を考察するものである。

本稿で扱う史料は二種類に分けられる。まず統一政権（豊臣・徳川）から松前氏に対して発給された文書であり、本稿では経済的側面からとらえ直すことを試みる。次に松前氏と商人の関係を示す史料がある。これは点数が限られ、既に紹介されている史料も多い。ただし、松前氏の市場・流通支配について十分に活用されているのかと言え、いささか不十分と言える。現状では紹介にとどまり、本稿ではそれらを松前氏の市場・流通支配という視点から考察する。

松前氏と関係を持つ商人については、中近世移行期における商人の典型として初期豪商をあげることができる。初期豪商については戦前から既に豊田武氏・大島正隆氏等により指摘されている。戦後において山口徹氏によれば、その台頭と衰退を次のように位置づけている。初期豪商の台頭は、米などを需要がある畿内で販売し、その利潤と輸送にかかる船賃が生み出したとし、一方でその衰退を相互の競争により発生した運賃の下落に求めている。さらに九〇年代に至り永原慶二氏が豊臣政権・大名からの保護が初期豪商に利益をもたらしたことを指摘した。このように初期豪商の中近世移行期における活動から位置づけが行われている。しかし、その評価については活動時期の短さ（中近世移行期が中心）などからその役割が疑問視されることもある。だが、初期豪商の台頭は、商業の担い手が組織（中世の座）から個人へ変化したことを意味し、その意義は大きい。本稿ではそうした商人と松前氏とのつながりに着目していきたい。

以下、三章に分けて検討を試みるが、第一章・第二章において統一政権（豊臣・徳川）から松前氏に下された朱印状などの史料を再検討し、さらに中世を通じて市場に出された市場法と比較して見た場合にいかなる意味を持つのかを検討する。さらに第三章では松前氏と初期豪商などの商人との関係について論及したい。

一 統一政権と松前氏

本章では、松前氏が統一政権（豊臣・徳川）から獲得した朱印状などの史料を検討していく。現在、それらの史料は、多くが後世の

編纂物（「新羅之記録」・「福山秘府」）に収められている。そのため史料として依拠するには不十分な点があるかもしれない。だが、後世の編纂物とは言え、当該期の史料不足を補う上で有効なものではあることは確かであり、本稿ではそれらを慎重に利用していきたい。

まず松前氏が「領主」として統一政権から承認されていく状況を確認しておこう。

松前氏が領主として承認された状況は、以下にあげる二点とされる。①蝦夷地を管轄してきたとされる安東（秋田）実季が得た領知宛行状¹³には蝦夷地が含まれていない。このことは従来より安東（秋田）家からの独立を意味する¹⁴。②天正十八年末に秀吉に聚楽第で拝謁したこと。ただし、拝謁時に松前氏は知行安堵をはつきりとした形で豊臣政権から獲得したわけではない¹⁵。そもそも検地が実施されず石高制の枠外とすべき地に政権側としては安堵すべき知行が無かったと言えよう。大石直正氏は、「福山秘府」の記載から松前氏に対して叙爵と任官がされたと述べている¹⁶。これは「福山秘府」における秀吉の拝謁時に叙爵・民部大輔の官途を得たとする記述によるものである¹⁷が、慶広に豊臣姓が与えられた形跡が無く、叙爵は豊臣姓を経てからとする豊臣政権の官位制度の研究¹⁸を参考にすれば、叙爵されたとは考えにくい。さらに民部大輔は秀吉拝謁以前からの自称であり、こうしたことから改めて拝謁時に叙爵・任官はされていないと推定される（民部大輔の自称は海保氏も推定している¹⁹）。叙爵と任官されていないのであれば、この時点において松前氏は豊臣政権から領主（大名）としては認知されていなかったと推

定される。

これまで比較的注目度の低い史料として「徳川実紀」の慶長九年（二六〇四）五月二八日条の記事がある。これは慶広に対する叙爵と伊豆守への叙任が記される一方で、慶広はこれまで叙爵がされておらず、志摩守を自称したことが記されている²⁰。海保氏はこの記述を指摘し、松前氏最初の叙爵と任官を慶長八年の慶広嫡子盛広への叙爵・若狭守とするのが妥当と判断している²¹。

松前氏の「独立」に至る過程で注目されるのは、松前氏側が前田利家・大谷吉継・木村重茲といった東北の検地を担当した大名と接触を図ったことである²²。その中でも前田利家・大谷吉継といった日本海海運とつながりを有する地域の大名であることが注目されている。

この後、松前氏は豊臣政権に対して奉公に務める。だが、これは石高制に当てはめられた形でのものではない。天正十九年の九戸政実の反乱に際しては、慶広はアイヌの兵を率いて参戦した²³。この時は徳川家康の与力の一人として参加したとされるが、これが正規の動員であったかは不明である。

このように松前氏は統一政権の支配下に組み込まれたとされるが、この時期の松前氏を「大名」・「領主」として積極的に位置づけるだけの史料は少ない。その中で豊臣政権下において松前氏に課せられた奉公の一つと考えられるのが、鷹の献上である。松前氏から豊臣政権への鷹献上は、天正十九年九月に秀次・秀吉にそれぞれ確認される。さらに豊臣政権は、文禄二年（一五九三）に鷹献上のため献上道中に支障のないように命じ、献上ルート策定についても

朱印状を出している。⁽²⁸⁾それが豊臣政権からの朱印状（後掲の史料1・2）につながる。これら一連の鷹献上は、松前氏と豊臣政権の通交関係に一定の貢献をしたとみられる。こうした通交は、天正年間（天正元々十年まで）に織田政権下で安東氏が鷹献上を通じて通交関係（安東氏の叙爵実現⁽²⁹⁾）を成立させたのと共通する部分があり、鷹献上に「領主」として側面を見いだせよう。

鷹献上だけではなく、文禄二年（一五九三）には慶広自身が朝鮮出兵の拠点である名護屋へ赴いている。この時慶広は三千石の馬飼料所を辞退した代わりに豊臣政権から次のような朱印状を得ている。⁽³⁰⁾

【史料1】

於松前、從諸方來船頭商人等、對夷人、同地下人、非分義不可申懸、并船役之事、自前々如有來可取之、自然此旨於相背族在之者、急度可言上、速可被加御誅罰者也、

文禄二年正月五日

(豊臣秀次)

蠣崎志摩守トノへ⁽³¹⁾

史料1は、松前へ來航した商人に対してアイヌ（夷人）を含む現地の人たちとのトラブル発生を抑えることを命じ、松前氏に対し、以前と同様の船役徴収権を認めたものである。

この朱印状を得るにあたり「新羅之記録」では、慶広は自分に断らず蝦夷地での商売する者がいるのでその者たちへの処断権を望み、秀吉はその趣旨に添った朱印状を慶広へ発給したという。⁽³²⁾この「新羅之記録」の記述と史料1ではその内容が食い違つう。「新羅之記

録」と他の史料との矛盾は、これまでの研究でも指摘されている⁽³³⁾が、これもその一例である。つまり、史料1で確認されるように慶広が望んだ商業への統制は、豊臣政権からは認められなかったことになる。

この朱印状について、これまでに海保氏が松前氏と豊臣政権それぞれの意図の相違を指摘している⁽³⁴⁾が、豊臣政権は文禄二年の時点で特に松前氏を通じて商業統制を意識していなかったと言える。（尚、この名護屋での拝謁時に与えられたとする志摩守の官途は、正規の任官手続きを経た形跡が確認されず、これも自称であろう。）

さて「新羅之記録」では慶広は、この朱印状をアイヌに公開したとする。慶広はこの朱印状を見せて訳し、アイヌたちが今後慶広の下知に従わず、諸国の商人に対して乱暴すれば秀吉が追討の軍を派遣すると読み聞かせたという。⁽³⁵⁾そもそもアイヌと松前氏を中心とする所謂「和人」（日本人）との間には、十六世紀前半までは抗争が続いていた。その後両者の和解として天文十九年（一五五〇）には蠣崎季広（慶広の父）はアイヌの関税権を認める協定⁽³⁶⁾を結び関係の安定化を図った。⁽³⁷⁾松前氏はアイヌとの間に緊張関係を抱えていた。そのため史料1からは、朱印状を都合の良いように利用し、アイヌに対して優位に立とうとする慶広の意図を読み取ることができるといえる。この「新羅之記録」の記述は松前氏側からの記録であり、アイヌが如何なる反応を示したかは不明である。

こうしたアイヌに対する恫喝の一方、史料1そのものには豊臣政権が船役徴収権を認めたという注目すべき箇所がある。史料1が持つ意味は、慶広が望んだ市場への統制力は拒否され、諸国からの松

前へ来航する商人に対する船役徴収の維持に限定されたということになる。

このように史料1が発給されても松前氏にとつては依然として自分たちに有利な体制(来航する商人への統制)を築く事ができなかったためか、その後松前氏は文禄期と推定される次の朱印状を獲得するに至っている。

【史料2】

其口巢鷹、自余へ出候事、一切令停止候、如先々可申付候、并商売船之事、最前モ如被仰出、夷江直不可相付候、於松前可遂商売候、右之両条、若相背輩ハ、可爲曲事候条、相注其名、可言上候也、

極月二日

(朱印)

蠣崎甚五郎殿

史料2は巢鷹を豊臣政権以外に出すこと(売却)を一切禁止、その一方で来航船についてアイヌと直接の商売を禁じて松前での商売を命じている。このように巢鷹の移出禁止と商業統制の承認が一緒になっている。これは豊臣政権が松前氏に対して政権以外への巢鷹譲渡を禁じた代わりに松前での商業統制を認めたと解釈できよう。

この史料2の商業面からの検討については、次章に譲り、本章では政治史的な側面からの検討を進めていこう。

海保氏は史料1・2を安東氏からの独立の保証と位置づけている。さらに海保氏は、両史料とも松前氏の支配すべき所領が一切記されていないこと(後掲の徳川家康の黒印状も含めて)に注目し、松前氏支配下の地域が日本の「内国」でない位置づけにあったことを示

すとしている。

(はじめに)でも述べたように、史料1・2から松前氏が豊臣政権下の「領主」・「大名」として成立する過程についての研究は多い。だが、後の時代から豊臣政権期における「大名」としての松前氏の立場を位置づけていると考えられる。秀吉に拝謁したとは言え、現在に至るまで豊臣政権下では正規の叙爵や叙任があつたことは確認されていない。さらに無高という特殊性を考慮する余り、豊臣政権下における位置づけを急ぎすぎているようにも考えられる。筆者としては史料1・2から松前氏の商業面に於ける権益が認められたに過ぎず、豊臣政権期では「大名」としての成立にまでつながらないと考える。

むしろ「領主」・「大名」として成立する画期は徳川政権(江戸幕府)の成立後に求められるかもしれない。先に記したように松前氏の叙爵は徳川政権において実現しているのである。慶広が徳川氏へ積極的に接近を図つたことは、後世の編纂物で記されている。尚、「松前」への改姓は慶長四年段階で実施している。こうした徳川氏への接近によって得たのが、次にあげる徳川家康から慶広への黒印状である。

【史料3】

一、自諸国松前へ出入者共志摩守不相断而夷仁与直ニ商買仕候義、可爲曲事、

一、志摩守ニ無断而令渡海、売買仕候者、急度可致言上事、

付、夷之儀者何方へ往行候共、可致夷次第事、

一、對夷仁、非分申懸者、堅停止事、

右条々若於違背之輩者、可処嚴科者也、仍如件、

慶長九年正月廿七日

(徳川家様
黒印)

松前志摩守とのへ⁽³⁾

史料3は、統一政権から蝦夷地支配を認められていく上で重要な史料と位置づけられている。この後同形式の「定」が歴代の将軍から代替わりに際して松前氏に与えられた。政治上では幕藩制国家による蝦夷地支配に関わる基本史料と言える。その内容は、①諸国から松前へ出入りする者(商人)は「志摩守」(慶広)に断り無く「夷仁」(アイヌ)と直接商売してはならない。②「志摩守」に断り無く「渡海」して商売する者(商人)がいれば、幕府へ報告する。(付帯条項として)「夷仁」(アイヌ)がどこへ行くことも、「夷」次第とする。③「夷仁」(アイヌ)に対して非分を申しかけるのは停止すること。

まず、①は松前での流通の統制権を保証したものと解釈される(海保氏・菊池勇夫氏)。②における「渡海」とは松前以外の蝦夷地を指すと見られる。この②も松前氏に対して流通の統制権を与えたものと評価される。さらに付帯条項については、松前氏にアイヌの統制権が無いことを示すものである。続く③は史料1にも見られる条項である。

このように史料1〜3を概観してみたが、改めて見えるのは、石高が設定されていない蝦夷地において流通を媒介にし、統一政権が蝦夷地への影響力を強めていく姿勢であろう。

次の二章では史料1〜3を商業史上の意味から考えていきたい。

二 市場法としての朱印状・黒印状

前章では、統一政権から松前氏に発給された史料1〜3について政治上の側面から考察したが、本章ではこれらの史料を通じ、松前氏の市場への統制・支配を中心に考えていきたい。ここでは史料1〜3を特に松前という「北方市場」に出された市場法として位置づけた上で考えていきたい。

前章でも取り上げたが、松前氏は、十六世紀前半にアイヌと協定を結び、アイヌ側に関銭徴収権に相当するものを認めていた。前章でも述べたが、十五世紀後半から十六世紀前半までの時代は所謂「和人」の勢力とアイヌが抗争を繰り返しており、関銭徴収を認める譲歩によって、抗争を終結させたと見られる。こうした譲歩は、当該期において関銭を徴収できるだけの通行量があったことが推定されよう。

続いて前章で取り上げた史料1〜3について前章と重複する部分もあるが、商業・経済上の側面から再検討していこう。

まず史料1から検討していこう。史料1は、統一政権が松前氏に宛に発給した初めての文書と推定される。史料1を獲得するにあたり、松前氏は、「依以木下半助吉政言上従諸国来松前人、不申断志摩守狄之嶋中自由往還有令商買者可行斬罪事」(新羅之記録)と言上した⁽⁴⁾。これは松前氏に断らずに蝦夷地(狄之嶋)を往還する者への処断権を求めたということである。だが、統一政権が認めたのは、松前氏に対して松前における船役の徴収権(津料と同当のものであろう)である。後世の編纂物(新羅之記録)の記載を信頼できるのであれば、明らかに政権側は松前氏の要求を拒絶したことにな

る。

また、松前氏が政権に蝦夷地を往還する商人への統制権を望んだことは、同時に松前氏の蝦夷地に赴く商人に対する統制力が未だ確立していなかったことを示す。

同時に史料1は発給の背景と合わせて十六世紀末において松前という市場が置かれた状況についても示している。①松前氏が統制できないだけの商人が蝦夷地を往還していたこと(往還する商人の多さ)、②松前氏が船役徴収権を認められる程の船が松前へ来航していたこと(来航船が多いこと)。③松前が流通の拠点となるだけの港として確立していたこと。ここであげた①②③は実態をつかみにくい十六世紀末における流通の状況を示しており、経済的側面からの再分析も重視すべきことを示している。

さて、松前氏がこの史料1を求めた背景として、自身に商人に対する統制力が無いため、上位権力(豊臣政権)に頼ったとみることができ。もともと豊臣政権が松前氏の要求を受け入れていないことは前章で見た通りである。何故豊臣政権が松前氏に統制権を認めなかった理由は以下の二点が推定される。①政権側が松前氏の事情を理解していなかった。②特権を承認するまで松前氏を評価しなかった。

そもそも松前氏の経済的な基盤は、漁業や商業といった非農業の分野と考えられる。つまり松前氏は松前を介する流通から利益をあげるのであれば、来航船に対して役を徴収するなどの手段を取るのには自然な流れである。つまり、史料1は以前より行っていた松前氏の特権(船役徴収)を安堵しただけに過ぎないと推測される。

次に史料2であるが、これは前章で取り上げたように巢鷹商売禁止の代わりに獲得した朱印状である。この史料2の特徴は、蝦夷地への来航船(商人)とアイヌが直接取引することを禁じていることである。史料2からは統一政権が蝦夷地における取引に松前という市場を介させようとする意図を読み取ることができ。また、「最前モ如被仰出」とあることから以前にも同様の趣旨とする朱印状などが出された可能性をうかがわせる。

また史料2からは、松前という市場がおかれた状況もうかがうことができる。①松前を通過して直接アイヌとの取引をする商人が多いこと、②通過する商人の存在は市場としての松前が軽視されていることを示す。①・②は松前氏統制下の市場として未成熟であったことを示す。そのため史料2を求めさせたと言えるだろう。

さて、これまでは史料1が松前氏が初めて統一政権から得たものとして、研究者からの注目度が高かった。これは江戸期の編纂物(「新羅之記録」⁴⁷)でも注目し、「国政之御朱印」と大きく位置づけられている。そのため史料2は注目されない傾向にあった。⁴⁸だが、松前氏に対して商業上の統制権を認めた史料2も松前氏にとって経済的な基盤を固めていく上で大きな意義があったと考えられる。

その一方で商人が蝦夷地でアイヌと直接取引するという行為は、中世の史料で言う所の「迎買」に当たる行為である。この「迎買」とは市場を通さない(市場を避ける)取引であり、市場法⁴⁹では禁止された取引である。

こうした松前を介さない取引についてイエズス会の宣教師ルイス・フロイスは永禄八年(一五六五)に次のような報告している。

【史料4】

日本国の北方殆ど北極の直下に蕃人の大なる国あり。彼等は動物の毛皮を着し、毛全身に生じ、長き鬚髯あり、飲まんを欲する時は棒を以て其髯を上古。甚だ酒を好み、戦闘に勇猛にして、日本人は之を恐る。戦闘中傷を受くる時は他に薬を用ひず、塩水を以て之を洗ふ。鏡を胸に懸け頭に剣を縛し、其先端は肩に達す。法律なく、天の外礼拝する物なし。国は甚大にして都より三百レグワあり。彼等の中にゲワ(出羽)の国の大なる町アキタ(秋田)と称する日本の地に来り、交易をなす者多し。日本人彼地に到る者あれども、彼等の為殺さる、が故に 其数は少し。⁽⁵⁾

史料4は出羽国秋田の土崎港(出羽)「ゲワの国の大なる町アキタ(秋田)」へアイヌが出向いて取引していたことを示しており、松前を介さない取引の一端を知ることができる。

史料2で違法とされるアイヌと直接取引、つまり「迎買」は史料2における松前を介さない来航商人とアイヌの取引に相当する。史料2は時代としては十六世紀末と時代が降り、個々の大名・領主ではなく統一政権から下されたものであるが、迎買抑制のための市場法としても位置づけられよう。この市場法について佐々木銀弥(3)氏は、中世を通じて市場へ出された制札(市場法)が、市場の治安・自由営業原則維持の明示から、市場と宿場の振興、及び保護・統制に重点を置いたものへ変化することを指摘している。佐々木氏は特に十六世紀後半以降の変化を重視し、市場法は特定の都市・市場だけでなく、戦国大名の荘園集落・宿場等の総合的な統制・掌握までも視野に入れた政策であることを指摘している。松前氏の市場へ

の締め付けが、却って迎買に相当する行為を生んだと想定すること
も可能である。

筆者はかつて領主と商人の関係から市場法と迎買について検討したが、⁽⁵⁾迎買という現象を市場への制約や取り締まりに対する商人が引き起こした反発と位置づけた。こうした商人側の反発への対応として、領主側が規制を緩めたり、新市場を設置したりすることは戦国期(中世末期)において市場へ人や荷を集めるためにそれ相応の政策が必要であることを示している。尚、戦国期の市場について桜井英治(3)氏は、領主が市場に財源を追求すれば、商人は市に寄りつかなくなり、市の衰退を招いてしまう構造があることを指摘している。以上に述べた市場の現象は史料1・2からも見ることができよう。ただし、史料1・2を通じて見えるのは、市場への介入(役の徴収と統制)しながらも、十六世紀末には松前氏による支配・流通統制は安定をみなかったことである。

このように史料1・2を通じて見えてくる松前氏の姿は、一定規模を支配する領主というよりもむしろ松前という港を統括し、流通を支配する「問」というイメージの方が近い。「問」の性格は、宇佐見隆之氏の見解に従えば、港津に位置し、年貢の運搬業務だけではなく港湾税の徴収まで取り仕切る存在であり、それゆえ年貢のみではなく港津を通過する物資全てが問の介入無しに取引されることは無かったとしている。⁽⁵⁾

こうした「問」の性質を踏まえれば、松前氏も「問」に通じる部分があると言えよう。史料1・2に見られるように松前氏は、松前という港において船役という形で港湾税を徴収し、松前を媒介にし

て行き交う荷を管理したと言えよう。しかし、松前氏が豊臣政権に商業上における統制権の確保、商業上の利益確保を求めたことは、十六世紀末において、問としての経営に問題が出てきたことが考えられよう。

松前氏の「問」としての側面から考えれば、豊臣政権と松前氏の関係は上位権力（政権）と領主の関係というよりむしろ上位権力（政権）と特権商人との関係に近いと言えよう。こうした松前氏の商人的側面について、蝦夷地との独占的交易権を許可された特権的大商人（初期豪商）とする海保氏の位置づけは改めて評価しなければならぬ。ただし、近世的な初期豪商というよりも松前という市場とその地の流通を管理し、迎買の影響を受ける姿は中世（戦国期以前）の商人に近い。筆者は、豊臣政権下における松前氏は松前という市場（港）を拠点とする中世的な「問」としての性格があると考えている。

さらに史料3に移ろう。史料3は徳川政権から得た黒印状である。この史料においても商業上における統制権の保障が中心となっている。

第一条にある「志摩守不相断而夷仁与直ニ商賈仕候義」とは松前氏を介さないアイヌ民族との取引を指し、禁じている。この条項は、史料2における「夷江直不可相付候」を引き継いだものとみられる。

次の第二条にある「志摩守ニ無断而令渡海、売買仕候者」は、松前氏の許可無く蝦夷地へ赴くこと禁じている。これも松前氏を介さない取引を規制し、史料2における「夷江直不可相付候」を一部引

き継ぐものとみられる。尚、付帯条項にある「付、夷之儀者何方へ往行候共、可致夷次第事、」とは史料4に見られるようなアイヌに対して自由な商業活動を認めるものであったと考えられる。つまり第二条で規制しているのは本州から来航する商人であろう。この付帯条項ではアイヌの往来を保障しているが、前章でも紹介したように「新羅之記録」において史料1を得た慶広は、アイヌに対して自らの統制下に服するように恫喝している。だが、第二条の付帯条項を見る限り、恫喝にさほどの効力は無かったことが推定される。

このように二つの条項から次の二点が確認できる。①慶長九年の段階においても松前氏を介さない取引（迎買）が発生していること、②こうした取引の存在は、松前氏の商業上の統制力が不十分である。これら二点の事項は、いずれも史料1、2からも確認される。もとより松前氏の統制力に限界があるのは当然である。しかし、これまで中近世移行期における松前氏の市場に対する統制力についての検討は少なく、今後は改めて商業的な側面からの検討も必要となろう。

以上、史料1〜3について商業上の側面から再検討を試みた。経済基盤の大部分を商業に依存しなければならない松前氏にとって上位権力（統一政権）から商業上の統制権を獲得することは、経済的基盤の確立を目指したものである。そのため史料1〜3を通じて領主制の展開だけでなく、松前氏の商業上の統制力と市場の状況を検討したのである。本章で再三述べたように松前氏は松前という港における「問」としての性格があり、史料1〜3から中世・戦国以前の市場法的な性格を読み取ることができる。次章では松前氏と

初期豪商⁵⁶に代表される商人との関係を見ていきたい。

三 商人と松前市場

前章までは統一政権から発給された史料に注目し、検討を進めた
が、本章では松前氏が発給した史料に注目したい。それらの多く
は、既に紹介されているが、再検討を行うことで当該期の市場につ
いて考察を深めていきたい。

（はじめに）でも取り上げたが、中近世移行期において特権商人
として活動したのが初期豪商と称される商人たちである。彼等初
期豪商の活動として紹介されるのが、文禄・慶長期（一五九二―
一六〇〇）での秋田（安東）氏に関わる畿内への材木輸送である。
これは伏見城などの普請に際し、秋田から畿内への材木輸送であ
る⁵⁷。これには敦賀をはじめとする日本海各地の港の廻船業者（初期
豪商と位置づけられる）が輸送の担い手となっている。

まず越前国敦賀の廻船業者に松前慶広から発給された文書から見
ていこう。

【史料5】

尚々任見來昆布拾駄御音信計二候、

船御下候ニ付而、大鐵炮送給候、萬々畏入候、其以來者不懸御
目、御床布存候、今度大風吹候而、船共破損候へ共、貴所之船無
何事候儀、可為御大慶候、此節何にても不及馳走、失本意候、何
様不斗以面可申承候、恐々謹言、

八月十九日

松前志摩守

慶広（花押）

越後屋兵太郎殿參御報⁵⁸

史料5は年代が不明であるが、慶長四年から伊豆守任官以前の同
九年以前と推定される。宛所にある「越後屋兵太郎」（史料上では
他に川舟兵太郎の名乗りが確認される）は敦賀の初期豪商として知
られる道川家を出した川舟座の出身とされている。越後屋は敦賀の
領主大谷氏から諸役免除（地子や町への役）をはじめとする特権を
得ており⁵⁹、朝鮮の出兵の際には輸送に動員されている⁶⁰。こうした事
例より越後屋（川舟兵太郎）は、同じ敦賀の初期豪商として知られ
る道川氏や高嶋屋（小宮山氏）⁶¹と同様の廻船業者と言えよう。この
史料5から確認できるのは、①越後屋が鉄砲を輸送したこと、②慶
広と越後屋の面会（「其以來者不懸御目」）、③音信として慶広から
蝦夷地での昆布を贈られていること等である。①であげた鉄砲につ
いては、越後屋が入手も担当したのか、輸送のみを担当したかは不
明である。ただし、輸送ルートとして敦賀発の日本海経由であった
こと、松前氏の軍事力強化に越後屋が協力していたことがわかる。
また越後屋が松前氏からいかなる特権を与えられていたかは不明で
あるが、音信を交わし武器の輸送に携わるなど結びつきが確認され
よう。

次に同じ敦賀の事例をあげてみよう。

【史料6】

御舟罷上候条、一書申入候、然者為御音信三種送給候、是式二候
へとも、昆布廿駄・塩曳十尺令進覽候、尚船頭可被申候、恐々謹言、

八月廿九日

松前志摩守志摩守（花押）
（云廣）

田中長介殿御報⁶⁵

史料6は慶広の孫(盛広の子)である公広による敦賀の田中長介に対する音信である(年代は不明)。この田中長介の先祖にあたる田中清六は、天正十年(一五八二)頃から鷹の商売のため奥羽に往来し、中央政權と奥羽諸大名との取次人としての活動が指摘されている。⁶⁴ 続いて慶長四年には豊臣政權の五大老の一人である徳川家康から北国中の諸浦での諸役を免除された。⁶⁵ さらにこの特権は翌年正月、豊臣氏の奉行人から再確認されている。⁶⁶ また清六は、関ヶ原の戦い後、一時佐渡の奉行を務めた。⁶⁷ その後の清六については不明な点も多いが、家康から認められた北国諸浦での特権を維持しつつ敦賀を拠点に廻船業を営んでいたようで、伝馬二匹を免除されるなどの特権を得ている。⁶⁸ 後に田中氏は、二家に別れ、敦賀と京都にそれぞれ分かれたが、敦賀の田中氏は九兵衛を名乗っている。⁶⁹

史料6のみでは田中氏と松前氏の関係については不明な点が残る。松前氏と田中氏の接点を求めれば、田中氏の商業活動の内、清六が鷹の商売に関わったことは鷹を特産品とした松前との接点を想起させる。また越後屋と同様にいかなる特権を与えられていたかは不明だが、「御舟罷上候条」とあることから田中氏所有の船が松前へ来航した実績があったことが推定される。

このように微細な事例ではあるが、敦賀―松前間の往来をする商人と松前氏との結びつきを見ることができ、越後屋・田中氏両者とも松前氏から与えられた具体的な特権については、不明な点が残る。しかし、同じ敦賀の道川氏の場合、南部氏より慶長五年(一六〇〇)に領内の港における津料の免除を獲得しており、⁷⁰ 越後

屋・田中氏も同種の特権(津料免除)を獲得していると推定される。こうした特権を与えた場合、先の史料1であげた松前氏にとっては統一政權から認められた利権の一つであったはずの津料(船役)の徴収を放棄した形となる。

このように松前氏と敦賀の商人との関係をみることもできるが、それでは別の都市における事例はどのようなものか。続いてあげるのは新潟の事例である。新潟と松前間の海運についてはこれまでも小村式氏⁷¹が新潟側の視点から紹介している。しかし、本稿では松前氏側からの視点で検討していこう。

【史料7】

新潟石井彦五郎殿舟、年々罷下候者、於松前禮儀役等可指置候、爰許にて親子御懇精にと此由甚五郎に爲申聞隨身馳走可仕候、以上、

慶長四年

松前志摩守

慶広(花押)

拾月十日

小林宗右衛門殿⁷²

史料7は戦前に刊行された『新潟市史』で紹介され、⁷³ 戦後に海保氏も慶広の発給文書の一つとして取り上げており、⁷⁴ 松前氏と商人との関係を示す一例とされている。

史料7では石井彦五郎の船に対して松前における礼儀役を免除すると約束している。この史料7に見られる石井彦五郎は、慶長三年(二五九八)には秋田氏による材木輸送に従事しており、⁷⁵ 松前氏はその輸送力に着目したものと見られる。史料中にある「礼儀役」と

は何を指すものであろうか。小村氏はアイヌ語の「ウムシユ」から交易に必要な贈り物の意としているが、史料7で主要な話題とされているのは船の来航そのものであり、「礼儀役」とは船が入港する際に負担する津料を指すのではないか。つまり、ここで慶広は津料の免除と引き換えに実績のある商人を呼び込もうとしているのである。

こうした松前氏の誘致政策は同じ越後国内における次の二点の史料に見ることができよう。

【史料8】

尚々来春我等自然遅可罷下候、御舟早々御下可被成候、役等之儀可指置候間、此處船頭二御下可有之候、以上、

馬四ツ御かし候而御懇情之儀吉入候、以来春舟御下向被成候、嶋中相当之儀不可有疎意之由、松前へ可申下候、恐々謹言、

拾月十二日
(慶長四年カ)

松前志摩

慶広(花押)

志あや

藤屋殿⑦

【史料9】

松前江船下候者、諸役等用捨可申候、御子息成共小方衆成共御下可有候、相応之馳走可申候也、

九月十二日

松前若狭(護はカ)
(花押)

大島九右衛門尉殿⑧まいる

史料8にある「志あや」とは海保氏によれば、越後国刈羽郡椎谷(堀氏の陣所)を指すという。また年代は史料7と同時期(慶長

4年)と推定される。この史料8では「嶋中相当之儀不可有疎意之由」・「役等之儀可指置」(いずれも傍線部・傍線は筆者による。以下同)という特権を与えているが、これは松前領内(蝦夷地)での通行の自由、津料に関係なく出入りができることを指すと考えられる。ただし、「藤屋」について関連史料が無いため、藤屋の活動については不明である。

続いて史料9は越後国西頸城郡能生において肝煎を務めた大島家に与えられた盛広の書状である。大島氏は文禄二年(一五九三)に秋田実季より八〇〇石積みの諸役を免許されており、そうした免許の付与より大島氏は船を所持し商業活動にも従事していたことと考えられる。ここでは「松前江船下候者、諸役等用捨可申候」(傍線部)とあり、松前へ船を来航させれば諸役を免除・馳走することを約束している。

史料8・9はいずれも商人に対して松前への来航を促すものである。松前への来航に対する見返りとして津料などの役を免除するというものであり、両者とも以前には、松前へ来航した実績は無かつたと推定される。松前氏としては新規に商人を誘致した形となる。

本章においてここまでとりあげた事例は、いずれも松前氏が松前への来航を促すために商人たちへ特権(役の免除)を与えた事例である。こうした特権は、負担が減ることによって商人にとっては一定の利益をあらかじめ見込めるものである。それでは逆にそのような特権が無い場合、いかなる事態が待ち受けているか。次にあげるのは商売の失敗事例として永原慶二氏が指摘した事例である。⑨

【史料10】

一筆申上候、去年御船荷物ヲ請取敦か^(改)にても左門にて参り候へとおやちさま御意候所ヲ我等以分別ヲ忝前へ罷下り商内悪布仕、其上昆布つめヲきらせ、其上昆布干うをのこかすぬすミとり申候二付而敦かにてうれ不申、大津・京・大坂迄爲御登候へ者、たちんうんちん遣過分ニか、り申候ニ付而手とりなしニ罷成候、過分之銀子我、わきまへ申はつにて候所ニ銀子不罷成候、故御せいはい二相極候所ヲ、南山殿・柴草や殿・久助殿・次左衛門殿奉頼様、御わひを申上候所ニ、御ゆるし被成候儀、忝奉存候、其御礼として毎年我等ニ被下候給分之田当年之御年貢米世間なミ次第二計可申上候、又我等の子とも四人ながら御ふたいニ永代御めしつかい可被成候、何かと申儀ハ申上間敷候、其上きんへんへ御めしよせられいか様共御遣可被成候、其時一言之子細申上間敷候、仍而爲後日状如件、

元和五年

二月朔日

久次（略押）

時国藤左衛門様参^(右)

史料10は『時国家文書』に所収がされており、分立する以前の文書である（上時国と下時国の二家に分立したのは寛永十一年（一六三四））。時国家は大土地経営と北前船による海運業で知られるが、史料10は近世初期の事例となる。史料10では船頭兼商人と考えられる久次という人物が、松前で仕入れた昆布・干魚が敦賀で売れず、最終的に取引に失敗している。この時久次は自分の子を下人に差し出すことで許しを願っている。

この史料10について泉雅博氏は中近世移行期の日本海廻船発展的

側面を重視している^(改)。一方で永原氏による指摘は、取引の失敗という現象からこの時期における廻船の活動を素朴で危険を有すると評価している。確かに永原氏の指摘のようにこの事例から日本海の交易は安定しておらず、廻船が単純に発展したとは言えない。しかし、特権（津料免除など）に頼らずに松前へ来航する商人の登場は、市場として松前が活性化していることを示す一つの証左である。本章で取り上げた事例はいずれも特権によって松前への来航を促すものであったから、史料10に見られるような特権が無くても来航する商人こそ歓迎すべきものであったかもしれない。史料10に見られる商人の登場が北方市場にとって新しい局面を示すものであったと考えることができる。

（おわりに）

以上、三章にわたり中近世移行期における松前氏関係の史料について経済史側面からの評価を試み、中近世移行期の市場・流通支配について検討した。本稿で取り上げた史料は、いずれも紹介済みのものが多いが、政治上で取り上げられる史料について経済的な側面から再検討し、海運といった交通史上で取り上げられることのみ史料と合わせて考察を試みた。

松前氏の場合、統一政権（豊臣・徳川）に接近することで松前支配の立場を固めていくことになるが、その支配とは流通・市場の統制・支配である。その統制・支配に従わない者（迎賀をする商人）に対する処断権を統一政権に求めたのである。第二章で見たように

松前氏が求めた権限は中世末期において座・問が領主から得た権限に似ており、第二章に於いて松前氏を「問」と位置づけた事もそこに求められる。しかしながら統制と支配を強めれば来航する商人は増加しないのであり、自分たちにとって収入源であるはずの津料（統一政権からの徴収を認められた）を放棄してまで（特権付与）来航を促したのである。

こうした松前氏による市場の支配・流通統制は常にジレンマを抱えていたと言えよう。第二章で示したように統一政権に接近して得た朱印状は単純な領主権の拡張と言うよりは、来航する商人を把握できない状態を如何に解消するかに苦心している状況も示すのである。

この状態を解消した指標の一つとなるのが、寛永七年に松前藩が設置した沖之口番所による「沖之口役」徴収である⁽⁸⁾。この「沖之口役」は津料（史料1における船役）に相当するものである。この役の徴収は、収入を放棄してまで誘致しなくても、船が来航することを示している。尚、十七世紀前半の蝦夷地について外国人の見聞として、慶長十八年（一六一三）に徳川家康と会見したイギリス東インド会社の司令官セーリスは、松前以外の地では住居もなく貿易もないと報告している⁽⁹⁾。この「貿易もない」という部分は松前での取引が集中していることを示すものかもしれない。

本稿で取り上げた一部商人への優遇策（特権付与）は、「沖之口役」徴収に至るまでの過渡的なものとの評価になる。だが、その前提となる松前氏の管理・統制が及ばない市場の状況は、中世の段階から続いていると推測される。つまり松前氏が得た統一政権から得

た朱印状（史料1-3）は中世以来の問題が解消していなかったことを示す。こうした評価に至るのは当然ではあるが、これまで政治史からの分析が中心であった史料に対し、経済・流通の側面からの検討は、中近世移行期における市場の一面をとらえることにつながる。今後も多く事例についての検討が求められよう。

注

(1) 主な論考として以下にあげる。海保嶺夫「統一政権下の松前藩」（以下「A文献」とする）、戦国末〜近世初期の松前（蠣崎）氏の動向―藩主一族書状を中心に―（以下「B文献」とする）『近世蝦夷地成立史の研究』（三一書房一九七八）、同「中世蝦夷地の終焉」『中世の蝦夷地』（吉川弘文館一九八七）（以下「C文献」とする）。紙屋敦之「幕藩制国家の蝦夷地支配」（思想）七九六岩波書店一九九〇年十月）、同「日本近世の統一と韃靼」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』所収吉川弘文館一九八七）。代表的な自治体史としては北海道編集・発行『北海道史第二卷（通説1）』（一九七〇）。

(2) 檜山安東氏はかつて日本海海運の要衝であり、「廻船式目」で三津七湊の一つにあげられた十三湊（現在の青森県五所川原市、旧北津軽郡市浦村）を拠点に蝦夷地にまで勢力を広げていた。十五世紀半ばに南部氏との抗争に敗れ、蝦夷地を経て、出羽国檜山（現在の秋田県能代市）へ移った。その後も松前（蠣崎）氏を通じて蝦夷地に影響力を持った。安東氏については、遠藤巖「蝦夷安東氏小論」〔歴史評論〕第四三四号（一九八六）、同「ひのもと将軍覚書」（小川先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会の研究』所収続群書類従刊行会一九九一）、同「戦国大名下国愛季覚書」（羽

- 下徳彦編『北日本中世史の研究』所収 吉川弘文館一九九〇)等を参照。
- (3) 註1のC文献参照。
- (4) 当初の慶広の官途名は「民部大輔」となっている。
- (5) 註1のA・C文献参照。
- (6) 豊田武「豪商の台頭」(同『増訂中世日本商業史の研究』岩波書店一九五二後に同氏の著作集第二巻『中世日本の商業』に所収、吉川弘文館一九八二)。
- (7) 大島正隆「秋田家文書による文禄慶長初期北国海運の研究」(同『東北中世史の旅立ち』そしえて一九八七 初出一九四一)。
- (8) 山口徹「小浜・敦賀における近世初期豪商の存在形態―幕藩体制の成立に関連して―」・「初期豪商の性格」(『日本近世商業史の研究』東京大学一九九一 初出一九六五)。
- (9) 永原慶二「戦国織豊期日本海運の構造」(『戦国期の政治・経済構造』岩波書店一九九七)。
- (10) 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』(校倉書房一九九六)。
- (11) 本稿で取り扱う「新羅之記録」は、松前景広(慶広の六男)により正保三年(一六四六)に編纂された上下二巻の家譜である。本稿で引用するのは近年に編纂された青森県史編さん中世部会『青森県史資料編中世3』(青森県二〇二二)に所収されたものとする。以下、同書からの引用は「新羅之記録」とする。
- (12) 「福山秘府」は安永五年(一七七六)松前藩主道広の命を受けて家老松前広長が編集に従事し、同九年に脱稿した史料集である。本稿で取り扱うのは、近年に編纂された青森県史編さん近世部会『青森県史資料編近世1』(青森県二〇〇一)に所収されたものとする。以下、同書からの引用は「史料名」『青森県史資料編近世1』〇号(〇号数)とする。
- (13) 「豊臣秀吉朱印状写」二六九号(秋田氏編集・発行『秋田市史』所収一九九六)。
- (14) 註1のC文献参照。
- (15) 「新羅之記録」。「福山秘府年歴部卷之三」五八号。
- (16) 大石直正「第一部北の周縁、列島東北部の興起 第三章日之本地域の解体」(大石直正・高良倉吉・高橋公明『日本の歴史第十四巻周縁から見た中世日本』講談社二〇〇一)、菊池勇夫「蝦夷島と北方世界」(同編集『日本の時代史19 蝦夷島と北方世界』吉川弘文館二〇〇三)。
- (17) 「福山秘府年歴部卷之三」五八号。
- (18) 矢部健太郎「豊臣政権の支配秩序と朝廷」(吉川弘文館二〇一一)。
- (19) 天正十七年九月三日付の慶広から南部氏に宛てた書状では、「民部大輔」の官途名を用いており(「御当家記録二」『青森県史資料編近世1』二三号)、秀吉の拝謁時に民部大輔の官途を与えられたとする「福山秘府」の記述と矛盾する。
- (20) 註1のA文献参照。
- (21) 黒板勝見・国史大系編集会『徳川実紀』(吉川弘文館一九六四)「東照宮御実紀卷八」(一一一頁)。
- (22) 註1のA文献参照。
- (23) 註1のA文献参照。
- (24) 「新羅之記録」。「福山秘府年歴部卷之三」五八号。
- (25) 「奥羽永慶軍記卷二十二」(近藤瓶城編集『改訂史籍集覧』近藤出版部一九三三)。
- (26) 「福山秘府 御朱印ほか部 卷之八 豊臣秀次朱印状写」一〇六号。
- (27) 「福山秘府 御朱印ほか部 卷之八 豊臣秀吉朱印状写」一〇八号。
- (28) 「福山秘府 御朱印ほか部 卷之八 豊臣秀吉朱印状写」一三六号。
- (29) 安東氏と織田政権との通交については、註1遠藤巖氏の研究、栗野

俊之「織田政権の東国政策」(同『織豊政権と東国大名』吉川弘文館二〇〇一)などを参照。

- (30) 「新羅之記録」。
- (31) 「福山秘府 御朱印ほか部 卷之八 豊臣秀次朱印状写」一四〇号。
- (32) 本稿で言う所の「松前」とは、松前の館周辺を指すとする海保氏の見解に従う。註1B文献参照。
- (33) 「新羅之記録」。
- (34) 註1のA文献参照。
- (35) 註1のC文献参照。
- (36) 「新羅之記録」。
- (37) 「新羅之記録」では「夷狄之商舶往還之法度」とする。アイヌに海關の設置を認めることで交易の安全を図ったと考えられている。
- (38) 註1のC文献参照。
- (39) 「福山秘府 御朱印ほか部 卷之八 豊臣秀次朱印状写」一九二号。
- (40) 註1のC文献参照。
- (41) 「新羅之記録」では文禄二年正月の段階で慶広は家康に拜謁した時に着ていた「唐衣」(山丹交易―樺太を中継して行われた―アイヌを通じて入手した中国製の道服・蝦夷錦と称される)を献上している。さらに慶長四年(一五九九)には、慶広が家康に「累世系譜」「蝦夷地図」を献上したという。
- (42) 「福山秘府 藩王朝親任官部 卷之十五」二五一号。さらに第三章で取り上げる越後新潟の商人宛文書でも確認される。
- (43) 「徳川家康黒印状」(北海道開拓記念館所蔵)。この史料を紹介した先行研究として海保嶺夫「『夷仁』と『夷』——再び家康黒印状について」(『北海道開拓記念館研究紀要二五』一九九七)。
- (44) 註1のC文献参照。
- (45) 註17の菊池氏の研究を参照。

(46) 註21参照。

(47) その他に註21参照。

(48) 大石氏・菊池氏の両氏とも史料2については言及していない。註17参照。

(49) 市場法の総合的な分析については、佐々木銀弥「中世市場法の変遷と特質」(同『日本中世の都市と法』)に所収吉川弘文館一九九四初出 一九九二)を参照。

(50) 「一五六五年二月二十日附都発パードレ・ルイス・フロイスより志那及び印度のパードレ、イルマン等に贈りし書翰」一九二頁(村上直次郎訳『異国叢書 耶蘇会士日本通信(上)』(改訂復刻版)雄松堂一九六六)。

(51) 註49参照。

(52) 功刀俊宏「戦国期における市場政策―流通統制・楽市楽座令の検討を通じて―」(『東洋大学大学院紀要四八(文学(哲学))』二〇一一)。

(53) 桜井英治「中世の商品市場」(桜井英治・中西聡編『新体系日本史12 流通経済史』所収 山川出版社 二〇〇二)。

(54) 宇佐見隆之「第二部 問第四章 問の終焉」(同『日本中世の流通と商業』吉川弘文館一九九九)。

(55) 註1のC文献参照。

(56) 註8を参照。

(57) 註7・8の外、山口啓二「豊臣政権の成立と領主経済の構造」(同『幕藩制成立史の研究』校倉書房一九七四初出一九六五)。

(58) 「奥富市右衛門文書」三三〇号(山本元編『敦賀郡古文書』所収一九四三)。以後、同書からの引用は号数のみを提示する。

(59) 藤井讓治「第一章 織豊期の越前・若狭 第三節 豊臣政権と若越三初期豪商の活躍」福井県編集・発行『福井県史 通史編3(近世1)』

- (1994)。
- (60) 「奥富市右衛門文書」三三二・三三三・三三六号。
- (61) 「奥富市右衛門文書」三三五号。
- (62) 高嶋屋伝右衛門は、近江国守山の出身。近世の初頭に敦賀に移住したとされる。天正十七年八月には蜂屋頼隆から奉公を励んだことによつて地子を免除された。大谷吉継からも諸役免許などの特権を与えられるが、慶長三年頃それがいったん否定される。しかし同四年八月には屋敷五か所の地子二五貫五三文と船二艘の役、伝馬一匹の役、町の小役が再び免除された。こうした特権は、その後の領主である、京極氏や酒井氏によつても認められた(小宮山文書)。註8を参照。
- (63) 「松前公広書状」「田中梓文書」一二号(敦賀市史編さん委員会『敦賀市史』史料編第二巻所収敦賀市一九七八)。以下、同書からの引用は「史料名」「田中梓文書」○号(○号数)とする。
- (64) 初期豪商の田中清六については、村上直「初期豪商田中清六正長について」(『法政史学』二〇一九六八)、小村式「佐渡海運と松前海運」(同『幕藩制成立史の基礎的研究』所収 吉川弘文館一九八三)を参照。
- (65) 「徳川家康判物写」「田中梓文書」二号。
- (66) 田口五左衛門原著・常葉金太郎校訂『新庄古老覚書』所収(戸澤家一九一八)、三四八〜三四九頁。
- (67) 田口五左衛門原著・常葉金太郎校訂『田中宗親書上上』『新庄古老覚書』所収(戸澤家一九一八)、三三二〜三三三頁。
- (68) 「岡島老岐守黒印状」「田中梓文書」八号。
- (69) 「田中光迪書状」「田中梓文書」二号。「田中九兵衛光迪」と名乗っている。
- (70) 「南部利直判物」「道川文書」二三号福井県編集・発行『福井県史資料編8(中・近世六)』所収 一九八九)。
- (71) 小村式「佐渡海運と松前海運」(同『幕藩制成立史の基礎的研究』所収 吉川弘文館一九八三)。
- (72) 一四四号。新潟市史編さん委員会古代中世部会『新潟市史 資料編 I 原始古代中世』所収(新潟市一九九四)。
- (73) 新潟市役所編集・発行『新潟市史』上巻八九〜九〇頁(一九三四)。
- (74) 註1のA文献参照。
- (75) 「越後新潟石井彦五郎伏見作事板船積証文」四〇四号(秋田氏編集・発行『秋田市史』所収一九九六)。
- (76) 註71参照。
- (77) 「松前慶広書状」三三八号海保嶺夫編『中世蝦夷史料補遺』所収(北海道出版企画センター 一九九〇)。
- (78) 小村式氏は「越佐史料」の草稿として紹介している。註71参照。
- (79) 「秋田実季黒印状」「村田信義氏所蔵文書」二二三三三号(新潟県編集・発行『新潟県史資料編4 中世二(文書編Ⅱ)』所収一九八三)。
- (80) 註9参照。
- (81) 「奥能登時國家文書』第一巻四一号(日本常民文化研究所一九五四)。
- (82) 泉雅博「能登と廻船交易―北前船以前―」(網野善彦他編『海と列島文化』第一巻日本海と北国文化』所収小学館一九九〇)。
- (83) 註53参照。
- (84) 註71参照。
- (85) セーリス著 村川堅固訳 岩生成一校訂『セーリス日本渡航記』二四八頁(雄松堂書店 一九七〇)。
- 【追記】 本論考は、平成二十三年度東洋大学井上円了記念研究助成金による成果の一部である。

* 人間科学総合研究所客員研究員

【Abstract】

The north market during the medieval-and-modern-ages stage transitorium

KUNUGI Toshihiro*

Contrasting the historical records evaluated and examined hitherto from the political perspective of the establishment of Ezo rule by Matsumae, a modern daimyo, this paper adopts an economical perspective to examine the control of the market and the circulation of goods and services.

Keyword: Medieval-and-modern-ages stage transitorium, north market, Matsumae, market control, initial wealthy merchant

本稿はこれまで近世大名(松前氏)による蝦夷地支配の確立という政治的な側面から評価及び検討された史料について、三章にわたり市場・流通への統制力という経済的側面から評価及び検討を目的とする。

キーワード：中近世移行期、北方市場、松前、市場統制、初期豪商

* A visiting member of the Insitute at Toyo University